

# 審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根 拠 条 項：第4条第2項
処 分 の 概 要：探偵業届出証明書の再交付
原 権 者：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項（探偵業届出証明書の交付）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：3日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備 考：